

幼保小接続期の教育の質保障の方策に関するワーキンググループ  
報告書（案）

## はじめに

令和4年3月、中央教育審議会初等中等教育分科会幼児教育と小学校教育の架け橋特別委員会は「審議経過報告」を取りまとめ、幼児教育の質的向上とともに、小学校教育との円滑な接続を図り、接続期の教育の充実を図っていくことが重要であることを提言した。

この報告書は、審議経過報告において、幼児教育の質的向上及び小学校との円滑な接続について、さらに質保障の仕組みを中心として検討を行うとされたことを受け、幼稚園・保育所・認定こども園の実務家や有識者等を構成員とするワーキンググループを設置し、審議を重ね、取りまとめたものである。

なお、幼児教育の質については、OECDのStarting Strong<sup>IV</sup>では「子供たちが心身ともに満たされ、より豊かに生きていくことを支える保育の場が準備する環境や経験のすべてである（多面的で複合的なもの）」と定義され、幼児教育の質は多様な側面<sup>1</sup>が含まれるものとされている。

このワーキンググループにおいては、今後求められる幼児期及び幼保小接続期の姿として、幼児期及び幼保小接続期の教育、幼児教育を支える指導者と環境、家庭や地域、国や地方自治体の4つの観点から整理し、その姿を実現していくことが質の保障であると考え、現状と課題、具体的な方策について取りまとめを行ったものである。

---

<sup>1</sup>幼児教育の質は、以下の諸側面を有するとされている。

- ①志向性の質（法律や政策など政府や自治体が示す方向性）
- ②構造の質（施設の広さや備えるべき条件、保育者一人あたりの子供の人数など、物的・人的環境の全体的な構造）
- ③教育の概念と実践（ナショナルカリキュラム等で示される教育の概念や実践）
- ④相互作用、プロセスの質（子供たちの育ちをもたらす保育者と子供達、子供同士、保育者同士の相互作用や関係性）
- ⑤実施運営の質（現場のニーズへの対応、質の向上、効果的なチーム作り等のための運営・管理）
- ⑥子供の成果の質あるいはパフォーマンス（子供たちの現在や未来の幸福につながる成果）

## 一. 今後求められる幼児期及び幼保小接続期の姿

### 1. 幼児期及び幼保小接続期の教育

#### (教育の一貫性)

- 教育は、子供の望ましい発達や健やかな成長を期待し、子供の持つ潜在的な可能性に働きかけ、その人格の形成を図る崇高な営みである。我が国では、教育基本法の目的や理念等に基づき、幼児教育から高等教育まで教育の一貫性・継続性を確保した教育体系が構築されている。
- 幼稚園教育要領<sup>2</sup>や学習指導要領では、学校教育全体を通じて育成すべき資質・能力が明確化されており、幼児教育においては、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」<sup>3</sup>が見られるよう、小学校以降の教育を見通しながらその基盤となる資質・能力を育成していくことが求められている。また、小学校は幼児教育施設で生まれた資質・能力を踏まえて、教育活動を実施することが求められている。

#### (小学校との連携による架け橋期の教育の充実)

- 小学校入学前後の接続期（以下「架け橋期<sup>4</sup>」という。）は、生涯の人格形成の基礎を培う時期であるとともに、子供が幼児教育施設における遊びや生活を通じた学びや成長を基礎として、小学校において主体的に自己を発揮しながら学びに向かうことを可能にするための重要な時期である。幼児教育施設と小学校は、架け橋期の教育の重要性について認識を共有しながら連携することにより、架け橋期の教育の充実を図ることが求められる。

#### (全ての子供の育成)

- 幼児期の教育は、心情、意欲、態度、基本的な生活習慣など、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な役割を担っており、幼児教育施設においては、幼稚園教育要領・保育所保育指針・幼保連携型認定こども園教育・保育要領（以下「3要領・指針」という。）に則り、幼児の自発的な活動である「遊び」や生活といった直接的・具体的な体験を通して、人間として、社会と関わる人として生きていくための基礎を培う教育を行うことが求められている。
- それらの教育を通じて、家庭や地域の環境や障害の有無等の状況にかかわらず、全ての幼児を育成していくことが求められる。特に幼児期の教育はその後の人生に影響を与える重要なものであるため、将来の格差を生みださないよう全ての子供を育成することが求められる。
- そのため、幼児教育施設において、幼児の実態を踏まえて教育活動を計画し、その教育活動の成果と課題を子供の姿から振り返り、その後のより良い教育活動の展開につなげていくPDCAサイ

---

<sup>2</sup> 保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領においても、幼稚園教育要領と教育内容の整合性が図られており、保育所や認定こども園においても「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が見られるよう、小学校以降の教育の基盤となる資質・能力を育成していくこととしている。

<sup>3</sup> 3要領・指針では、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」として、「健康な心と体」「自立心」「協同性」「道徳性・規範意識の芽生え」「社会生活との関わり」「思考力の芽生え」「自然との関わり・生命尊重」「数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚」「言葉による伝え合い」「豊かな感性と表現」の10の姿を示している。

<sup>4</sup> 架け橋期は5歳～小学校1年生までを想定している。

クルの構築等により改善・充実を図っていくことが大切である。また、特別な配慮や支援により、一人一人に応じた幼児教育を提供していくことが求められる。

## 2. 幼児教育を支える教育・保育者と環境

### (優れた教育・保育者の確保)

- 幼児教育の質は幼稚園教諭、保育士、保育教諭等（以下「教育・保育者」という。）の質と言っても過言ではなく、各幼児教育施設における教育・保育者は、教育に対する使命感や責任感、子供の成長が自分の喜びとなる教育的愛情、幼児期の子供の特性や適切な指導法、一貫した教育体系における幼児教育の位置づけ等の専門的知識等の資質・能力<sup>5</sup>や豊かな経験を有することが求められる。そのため、教育・保育者同士が子供の姿や指導方法等について語り合い、切磋琢磨しながら学び続けることが求められる。
- そのような資質・能力を有する優秀な教育・保育者が、精神的・時間的余裕を有しながら、生き生きとやりがいや充実感を持って幼児教育に取り組める環境とすることが求められる。

### (豊かな学びを保障する教育環境)

- 幼児は環境と関わりながら学ぶ存在であることから、幼児が安心して自己発揮できる安全な環境とするとともに、人との関わり、自然との関わり、ものとの関わりなど、様々な環境と関わるができるよう、環境を整備することが求められる。

## 3. 家庭や地域との連携

- 子供の健やかな成長のためには、幼児教育施設・家庭・地域が、子供は社会の宝という認識の下、子供の成長から得られる幸せと喜びを分かち合いながら、一体となって子供の育成に取り組むことが求められる。

### (家庭との連携)

- 家庭との連携においては、子供は、保護者の影響を強く受けることから、保護者から幼児教育施設の教育方針に対して理解が示されたり、保護者と幼児教育施設との間で気軽に子育ての相談ができる信頼関係が築かれたりするなど、保護者が安心して子育てができるように支援することが求められる。

### (地域との連携)

---

<sup>5</sup> 「教員養成部会審議まとめ」（令和2（2020）年7月17日）では、教師に求められる資質能力として、使命感や責任感、教育的愛情、教科や教職に関する専門的知識、実践的指導力、総合的人間力、コミュニケーション能力、ファシリテーション能力等が挙げられている。

- 地域との連携においては、日常的に子供のことで対話ができ、幼児教育施設だけでは対応できない問題等について、必要な連携・協力を求めることができる関係づくりが大切である。そのためには、幼児教育施設は、日頃から教育活動を園内に閉じずに、保護者や地域住民等が学校運営に参画するコミュニティ・スクール<sup>6</sup>の仕組みも参考にして、教育理念や方針を地域と共有し、運営に参画を求めるなど、開かれた幼児教育施設づくりを進めることが求められる。

#### 4. 国や地方自治体の役割

##### (小学校段階の教育への円滑な接続)

- 小学校段階の教育への円滑な接続のため、幼児教育施設が小学校等と緊密に連携するとともに、子供の実態や教育方針等を共有できるよう、教育委員会と保育担当部署が連携して、各小学校区等における小学校と幼児教育施設との連携体制を構築することが求められる。

##### (未就園児への対応)

- 「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針（令和3年12月21日閣議決定）」及び「こども基本法（法律第77号令和4年6月）」等を踏まえ、全ての子供に格差なく質の高い幼児教育の機会を等しく保障するため、特に未就園児のいる家庭に対する積極的な支援を行っていくことが求められる。

##### (幼児教育施設への支援体制の構築)

- 特に、地方自治体においては、幼児教育施設の設置類型や施設類型を問わず、全ての幼児教育施設において質の高い幼児教育の提供が確保されるよう、各幼児教育施設の状況に応じて的確に助言や支援を行うため、幼児教育センターを設置し、高い専門性や豊富な経験を有する幼児教育アドバイザーを配置するなどの体制を整備することが求められる。また、この体制整備に当たっては、各幼児教育施設の抱える様々な課題への的確な対応のため、外部専門職や地方自治体の保健・福祉部局等との効果的な連携を図ることも大切である。

##### (エビデンスに基づく政策形成)

- 国や地方自治体においては、子供の最善の利益を第一に考え、子供の視点に立ち、子供の健全な成長に必要な幼児教育施策を講じることが必要である。その際、幼児教育施策の有用性や実効性を高めるため、データを収集し、その分析を通して確固たるエビデンスに基づき、政策を形成することが求められる。

---

<sup>6</sup> コミュニティ・スクールとは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律47条の5に規定された学校運営協議会を設置した学校のこと。全国の公立幼稚園のうち、325園（10.6%）で導入されている（令和4年5月1日時点）。

## 二. 現状と課題、施策の方向性

### 1. 幼児期及び幼保小接続期の教育

#### (1) 現状と課題

#### (幼児教育と小学校教育の円滑な接続（架け橋期の教育の充実））

- 子供一人一人の発達や学びは、幼児教育施設と小学校において分断されるものではなく、つながっているものであり、子供は小学校入学によっていきなり違った存在になるわけではない。そのため、幼児教育施設と小学校での生活の段差が大きいと、子供は不安や戸惑いを感じ、自己発揮もしにくく、小学校が楽しい場所だと思えなくなってしまう。また、幼児教育施設での学びが生かされず、小学校がゼロからのスタートになってしまうと、憧れていた小学校での学習が退屈でつまらないものに思われてしまう。このことは、不登校の要因にもなりかねない。
- 子供が小学校入学後も生き生きと過ごせるよう、小学校と幼児教育施設が連携し、幼児と児童が共に参加する行事の開催や、小学校の授業の体験等の様々な工夫が行われてきている。
- しかし、幼児教育と小学校教育において、それぞれどのような指導方法でどのような教育が行われ、子供たちにどのような資質・能力が育まれているのか等について、管理職も含め幼児教育施設の教育・保育者と小学校の教師との相互理解を深めるまでには至っていないところが少なくない。そのため、小学校の入学前後である架け橋期<sup>7</sup>の教育の充実を図ることが必要である。
- この点、3要領・指針や小学校学習指導要領では、子供の資質・能力や学びの連続性を確保<sup>8</sup>することとしており、架け橋期の教育の充実が求められている。しかし、小学校の教師からは、小学校学習指導要領では各教科等の目標・内容が資質・能力の3つの柱に沿って具体的に示されているが、3要領・指針で定める「育みたい資質・能力」は曖昧で捉えにくいいため、小学校学習指導要領の各教科等で示されている「資質・能力」にどのようにつながっているかについて理解することが難しい、具体的にどのように教育課程を編成・実施すれば良いか分からないといった課題が指摘されている。
- また、幼児教育施設の教育・保育者と小学校の教師において、相互理解を図ること等を目的に合同研修が行われた場合でも、一度行ったことで安心してしまい、その後の幼保小の対話が無くなり、幼保小連携の大きな課題であるとの指摘もある。
- さらに、架け橋期の教育を充実するためには、幼児教育施設間の横のつながりや幼児教育施設と小学校の縦のつながりを築くとともに、子供を取り巻く保護者や地域、子供たちと接する教育・保育者の養成校や教育・保育関係団体等とのつながりも築きながら、地域全体に広げていく

<sup>7</sup> 本報告書では、0歳から18歳までの学びの連続性に配慮しつつ、5歳児から小学校1年生の終わりまでを想定している。

<sup>8</sup> 3要領・指針では、幼児教育施設における教育は「小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに配慮し、幼児期にふさわしい生活を通じて、創造的な思考や主体的な生活態度等の基礎を培うようにすること」と定めている。また、小学校学習指導要領では、教育課程の編成に当たっては、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を踏まえた指導を工夫することにより、幼稚園教育要領等に基づく幼児教育を通して育まれた資質・能力を踏まえて教育活動を実施」することや、「幼稚園教育要領等に示す幼児期の終わりまでに育ってほしい姿との関連を考慮すること」と定めている。

ことが重要であるが、実際には、私立の幼稚園・保育所・認定こども園と私立小学校との連携は難しいとの指摘がある。

- 加えて、地方自治体において、架け橋期の教育の充実に取り組もうとしても、幼児教育施設や小学校に指導できる人材が少ないという課題も指摘されている。幼児教育と小学校教育の接続に関しては、生活科を中心とした合科的・関連的な指導など、スタートカリキュラムにより取り組みが進められてきたが、全国の教育委員会において、幼保小接続担当の指導主事や生活科の専任指導主事を置く例は多くなく、小学校教師に対する研修も十分に行われていないとの指摘がある。

### **(特別な配慮を要する子供への教育)**

- 近年、障害のある子供や外国籍の子供など、幼児教育施設や小学校において特別な配慮を要する子供が増加している。特別な配慮を要する子供については、切れ目ない支援を行うことが必要であり、幼保小や保健、福祉、医療等の関係機関との連携を一層推進することが重要である。
- また、幼児教育施設での子供の様子や過ごし方、具体的な支援方法や内容等は小学校にとっても有益な情報であり、幼児教育施設から小学校に対しては指導要録等により引き継がれることとなっているが、実態としては十分な情報が共有されていない場合もあり、小学校入学に当たり保護者の負担が大きいなどの課題が指摘されている。

## **(2) 今後の方向性**

### **①架け橋期のカリキュラムの作成及び評価の工夫による PDCA サイクルの確立**

#### **(架け橋期のカリキュラムの作成)**

- 幼児教育と小学校教育では子供の発達に応じて様々な違いはあるものの、幼児教育施設と小学校が相互理解を深めながら、架け橋期において子供の資質・能力や学びの連続性を確保することは重要であり、そのための有用な方策の一つとして、幼児教育施設と小学校が共に架け橋期のカリキュラムを作成することが考えられる。
- 架け橋期のカリキュラムの作成に当たっては、3要領・指針において定められている「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を活用することが考えられる。「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」は、幼児期の資質・能力が具体的に現れる姿として定められたものであり、資質・能力の芽生えとも言えるような幼児の言動が、将来どのような資質・能力や姿につながっていくのかを知る手掛かりとして活用することができる。
- 具体的には、3要領・指針の「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」や小学校学習指導要領を参照しながら、教育委員会の教育方針や各幼児教育施設・小学校の教育目標、子供の実態等を踏まえて、幼児教育施設と小学校が協働して「期待する子供像」を明らかにするとともに、この「期待する子供像」を基にして具体的な「育みたい資質・能力」を明確化していくことが考えら

れる<sup>9</sup>。

- その際には、幼児期の学びが小学校の学習にどのようなにつながっているかについて、幼児教育施設の教育・保育者と小学校の教師が子供の姿の事例を通して具体的に対話することが重要である。例えば、幼児期に友達と集めたどんぐりの合計数を数えたり同数に分け合ったりすることは数への興味や関心を高め、小学校の算数の学習にもつながっていく。このような具体的な事例による対話を通じて相互理解を深めながら、幼児期の体験が、小学校教育以降の生活の基盤、学びの基盤となり、言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等の持続可能な社会の創り手として必要な力の育成等につながっていくことを共有することが求められる<sup>10</sup>。

### (架け橋期の教育の評価)

- 架け橋期のカリキュラムを作成した後は、その実効性を高めていくため、幼児教育施設と小学校が共に架け橋期の教育や子供の姿等を振り返り、次なる教育の改善・発展につなげていくことが重要である。
- 具体的には、例えば、架け橋期のカリキュラムにおいて明確化された資質・能力がどのように育まれたかについて、小学校1年生の終了時期を中心に幼児教育施設と小学校が共に振り返り、架け橋期の教育目標や日々の教育活動を評価することが考えられる<sup>11</sup>。また、当該評価を踏まえて、幼保小それぞれの教育の充実（個々の幼児教育施設や小学校の教育課程や指導計画の作成等）につなげていくことが期待される。
- このような架け橋期の継続的なPDCAサイクルを構築していくためには、幼保小の合同会議等を定期的開催するなど、幼児教育施設と小学校の対話を継続するための工夫が必要である<sup>12</sup>。幼保小の合同会議では、架け橋期のカリキュラムに取り組む意義やねらい、子供の変容等について共有を図りながら、具体的に話し合うことが大切である。また、このように継続的に行われる対話においては、幼児教育施設と小学校だけでなく、「社会に開かれたカリキュラム」の観点から、保護者や地域住民の参画を得る仕組みとすることが望ましい。
- このように幼児教育施設と小学校の垣根を越えて架け橋期のカリキュラムの評価を行うことは、幼保小の教育内容や方法に関する相互理解が深まることも期待される。その際、学習指導要領に基づき設定した目標に照らして、子供たちの学習の実現状況についての学習評価を行う小学校と、3要領・指針において内容を発達の側面から5領域にまとめ、幼児の発達の状況を捉える幼児教育施設においては制度上の違いがあるため、こうした違いを越えた評価の在り方については、参考となる情報も少ないことから、国において調査研究を進めることが期待される<sup>13</sup>。

<sup>9</sup> 架け橋期における資質・能力を幼児教育施設の教育・保育者と小学校教師が共に明確化することにより、各教科等の内容との関連を考えやすくなる。

<sup>10</sup> 「幼保小の架け橋プログラムの実施に向けての手引き」24頁参照。

<sup>11</sup> ここでいう評価は個々の子供の評価が目的ではなく、架け橋期の教育の質保障の観点から、架け橋期のカリキュラムや教育活動を評価し、改善することが目的である。

<sup>12</sup> 「幼保小の架け橋プログラムの実施に向けての手引き」48頁参照。

<sup>13</sup> 調査研究に当たっては、以下の点に留意する必要がある。①3要領・指針で示されている5領域は、幼児が生活を通して発達していく姿を踏まえて、発達の側面からまとめられたものであり、個人差の大きい幼児期に、個々の幼児の発達に対して到達目標を設定することは不適切であること②資質・能力を育成することは、幼児教育と小学校教育で共通してい

## ②架け橋期の教育を充実するために必要な体制

### (架け橋期のコーディネーター等の育成)

- 幼児教育施設や小学校に対して専門的な指導・助言等を行う架け橋期のコーディネーターや幼児教育アドバイザーの育成も必要である。特に幼児教育と小学校教育の双方に精通する人材が求められており、地方自治体においては、幼児教育施設と小学校における人事交流や私立を含む幼児教育施設に小学校教師を1年程度派遣する研修、幼児教育施設の教育・保育者と小学校の教師のペアを作り相互の職場で保育・授業体験等を行いながら共に架け橋期のカリキュラムを作成する研修等が行われている（幼児教育アドバイザーについては、後述4-1(2)②参照）。
- また、架け橋期の教育の充実を図るためには、教育委員会において、幼保小接続担当や生活科担当の指導主事の配置・力量向上を含め、十分な指導・助言ができるような体制の整備とともに、幼保小接続や生活科を中心とするスタートカリキュラムの質向上等に関する研修の充実を図ることが重要である。

### (管理職等の研修の充実)

- 架け橋期の教育を充実するためには、その意義や具体的な方法について、幼児教育施設の管理職や教育・保育者、小学校の管理職や教師を対象にした研修を実施することが重要である。小学校が幼児教育施設の教育方法や内容、環境構成の工夫、子供との関わり方等を知ることや、幼児教育施設が小学校での学習や生活を知るとともに、相互理解を深めるとともに、自園・自校の教育活動を見直すきっかけとなり有用であると考えられる
- また、幼児教育施設や小学校の管理職の理解や役割が重要であることから、管理職の研修を充実することが必要である。特に、公立の小学校の管理職は2～3年で異動するため、管理職の異動により幼児教育施設と小学校との取組に影響が出ているとの指摘がある。
- 管理職の異動により本来継続的に取り組むべき幼保小の取組に影響が生じないよう、例えば、教育委員会による小学校の管理職の研修等において、3要領・指針の趣旨や具体的な内容、架け橋プログラムの好事例等について取り上げるとともに、国においては、その際に活用できる短時間で視聴可能な保育の研修動画の提供等の支援を行うことが必要である。

## ③特別な配慮を要する子供への教育

- 全ての子供に等しく学びや生活の基盤を保障していくことが必要であり、そのためには、子供の多様性を尊重し、幼児教育施設・小学校と乳幼児医療、母子保健、福祉との連携が不可欠である。地方自治体においては、子育て世代包括支援センターや乳幼児健診の機会の活用等の取組を

---

ること③小学校における各教科等の評価の観点、3つの資質・能力となっていること④架け橋期のカリキュラムを改善・発展させていくためには、各種調査結果やデータ等に基づき、児童の姿や学校及び地域の現状を定期的に把握することが重要であること⑤評価を行うことを目的とするのではなく、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた指導の改善に活用されるようにすること。

推進するとともに、医療情報連携ネットワークとの連携を進めるなど、幼児教育施設と小学校、母子保健、福祉、医療等の関係機関との連携強化を図り、切れ目ない支援を行うことが必要である。

- 障害のある幼児の指導に当たっては、障害の状態等に応じた効果的な指導を行うための個別の指導計画や家庭や医療、福祉等の業務を行う関係機関と連携した支援のための個別の教育支援計画を作成し活用すること等により、個々の幼児の障害の状況等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うことが重要である<sup>14</sup>。個別の指導計画は、個々の幼児の実態に応じて適切な指導を行うために園で作成されるものであるが、実際には、子供のできないところが内容の中心になりやすいといった課題も生じている<sup>15</sup>。
- また、全ての教師に特別支援教育に関する知識が求められているが、実際には、特別支援教育コーディネーター以外は、発達障害や医療的ケア児等の知識を有していない場合があり、園内で知識が分断されているとの指摘もある。小学校への入学に当たっては、幼児教育施設は、幼児教育施設での子供の様子や過ごし方、具体的な支援方法や内容等を小学校に引き継ぐことにより、当該障害のある子供等が一貫した支援を受けられるようにすることが大切である。こうした引継ぎに当たっては、小学校の教師が事前に子供の園での過ごし方を見て具体的な支援のヒントを学ぶとともに、幼児教育施設と小学校が障害のある子供等の得意なことや困難なこと、保護者の要望等について共有し、相談し合える関係を作ることが大切である。
- 外国籍の子供等についても、小学校への入学に当たって配慮が必要である。特に、支障なく幼児教育施設での生活を送っているように見えても、他の子供の様子を見て行動しており、教育・保育者の言っていることを理解していない場合もある。日本語をどの程度理解できるのか、外国籍の子供等のもつ文化的な背景等を踏まえ、どのような支援を行ったのか等について、小学校に引き継ぐことが大切である。
- なお、特別な配慮を要する子供にとって、幼児教育と小学校教育との円滑な接続とともに、幼児教育施設における支援も重要である。当該幼児の実態に応じた適切な支援が行われるとともに、共生社会の形成に向けて、将来、特別な配慮を要する幼児が地域社会の中で積極的に活動し、その一員として豊かに生きることができるよう、地域の同世代の幼児や人々との交流等を通して、地域での生活基盤を形成することが大切である。具体的には、特別な配慮を要する幼児等の思いや状況等を教育・保育者が他の幼児に伝え、クラスでの生活が、互いにとって豊かな時間となるクラス経営を行い、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むことが大切である。

---

<sup>14</sup> 保育所保育指針においては、「障害のある子どもの保育については、一人一人の子どもの発達過程や障害の状態を把握し、適切な環境の下で、障害のある子どもが他の子どもとの生活を通して共に成長できるよう、指導計画の中に位置付けること。また、子どもの状況に応じた保育を実施する観点から、家庭や関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成するなど適切な対応を図ること。」としている。

<sup>15</sup> 例えば、カナダのブリティッシュコロンビア州では、My Education BC（障害の有無に関わらず全ての子供を対象に、子供一人一人の教育履歴を蓄積するオンラインシステムで保育者・教師だけでなく保護者や子供も運用できる）を導入し、一人一人の実態に対応している。

- 近年、諸外国においても、子供の多様性を尊重し、全ての子供に対して等しく学びの機会を提供するようなインクルーシブな教育のあり方が問われている。発達に障害のある子供、医療的なケアが必要な子供、移民・難民の子供等、様々な子供の多様性へのアプローチが課題となっている。国においては、諸外国において子供の多様性がいかに捉えられ、幼保小の接続期にどのような具体的支援や体制構築がなされているのかについて、調査研究を推進することが必要である。

## 2. 幼児教育を支える教育・保育者と環境

### (1) 現状と課題

- 教科の区分や教科書が無い幼児教育においては、小学校以降の教育と比べて、教育・保育者の質が、教育の質に与える影響が大きい。そのため、優れた資質・能力を有する人材を教育・保育者として確保し、採用後も研修等を通じて専門性の向上を不断に図っていくことが重要である。
- 幼児教育施設の教育・保育者の資質・能力や専門性の向上のためには、地方自治体や各幼児教育施設における研修の充実が求められるが、地方自治体や幼児教育施設による取組の差が大きいことや研修に参加しても必ずしも日々の実践に還元されていないという課題が生じているという指摘がある。
- また、教育・保育者は、個々の子供の状況の理解に努め、教育・保育内容を実践するとともに、絶えず自ら研究と修養に励み、その資質・能力を高めることが求められる。そのため、教育・保育者には丁寧に一人一人の子供を見取り、自己研鑽に努めることができる精神的・時間的な余裕のある勤務環境を確保する必要がある。
- しかし、実態としては、勤務時間中には、教育・保育者が集まって話し合う時間や日々の幼児の記録をとる時間すら無いほど多忙であると指摘されている。また、特に女性が多い職場である幼児教育施設においては、仕事と子育てを両立できる勤務環境であることが重要であるが、育児休業から復職した教育・保育者が、子育てと両立できずに離職してしまうケースがみられるとの指摘もある。
- さらに、これらの多忙な勤務環境が、幼児教育施設での勤務を志望する者の減少や離職者の増大に大きく影響を与えているとの指摘があり、勤務環境の改善が急務となっている。

### (2) 今後の方向性

#### ①優れた人材の計画的な確保・定着

- 質の高い幼児教育を提供するためには、地方自治体が教育・保育者を養成する大学等（以下

「養成校」という。)と連携して、幼児教育に携わる人材の確保や資質・能力の向上に取り組むことが期待される。

- このため、処遇改善等の必要な施策を引き続き実施するとともに、地方自治体が幼児教育関係団体や養成校と連携し、新規採用の促進、離職防止・定着促進、離職者の再就職の促進といった総合的な人材確保策を推進していくことが必要である。
- 特に、幼児教育の道を志す人材を増やすには、養成校が拠点となり、中高生の段階から幼児教育施設の現場体験や養成校の学生との交流といった取組を通じて、教育・保育者という職が子供の成長を育むという非常に重要で魅力ある職業であるとの理解を深めることが重要である。
- また、現場に必要なスキルを伸ばす学びの場がないとの指摘もあり、専門性の高い教育・保育者の定着の観点から、重要な課題となっている。例えば養成校におけるリカレント教育を通じて、教育・保育者に対して計画的に学び直しの機会を提供することも有効である。

## ②研修の体系化と往還型研修の実施

### (研修の体系化)

- 研修には、園内研修と園外研修、さらには法定研修、幼児教育団体が実施する研修など様々な研修があるが、地方自治体において担当部局や幼児教育団体等と連携を図りながら、施設類型、幼児教育施設での役割、経験年数等に応じて教育・保育者に求められるスキルや資質・能力を明確化し、関連する研修内容を体系的に整理し示すことが重要である。なお、日々の実践や対話の中で経験値として習得する知識・技能のように、体系化が難しいものが存在する。このようなものについては、日々の勤務において管理職や先輩からの助言等を通じて着実に習得できるよう、教育・保育者同士で様々なことを気軽に相談できる風通しの良い職場風土や時間的余裕を確保することが望まれる。
- 受講者の立場からも、限られた時間の中で効果的に研修を受けるためには、いつどのような研修が実施され、自己のキャリア形成から見た時にどの研修に参加するのがよいかを体系的に明確であることが大切である。
- なお、研修の参加促進に向けては、管理職に研修の重要性を周知するとともに、働き方改革による研修時間の確保、遠隔地や隙間時間に視聴できるオンライン研修の開発等の工夫が考えられる。また、実際の保育を見て、気づきの点等について話し合うような研修については、オンラインでは実施しにくいものもあるため、eラーニングや非対面のオンライン研修だけでなく、対面での研修も組み合わせる必要がある。さらに、幼児教育施設や教育・保育者から希望する研修テーマ等を聞き取り、ニーズを踏まえた研修を企画することで、研修への参加を促進することも重要である。

### (往還型研修の実施)

- 研修の効果を高めるためには、研修の実施方法等について工夫を行うことが必要である。地方自治体においては、研修での学びを具体的な実践の質向上につなげる方法の一つとして、外部研

修で受けた内容を現場で実践し、それをまた次の研修に持ち寄って研修を行うという、外部研修（園外）と園内の実践の往還を繰り返す「往還型研修」の取組が進められているところもある。またその際、写真や事例を持ち寄るなど具体的に子供の姿や学びの過程について可視化を行いながら研修を行うことで、多くの気づきや対話を生み、研修参加者同士の協働的な学びを促進することができることや、園内での実践の様子を公開保育や公開授業で見せ合うとさらに効果的であるとの指摘もある。

- また、このような研修においては、他者の実践や子供の姿を基にして協働的な学びとなることが重要であり、ファシリテーターの育成も合わせて取り組むことが必要である。

### ③幼児教育施設の勤務環境の改善

- 幼児教育施設の教育・保育者がワーク・ライフ・バランスを実現しながら、生き生きとやりがいや充実感を持って働ける勤務環境とすることが重要である。国においては、幼児教育施設における勤務環境の改善・充実を図るとともに、教育・保育者の働き方改革を推進することが必要である。

#### （管理職のマネジメント能力・リーダーシップの向上）

- 幼児教育施設の教育・保育者の資質・能力の向上を図り、その能力を十分に発揮できる環境を整備するためには、管理職や経営者のマネジメント能力<sup>16</sup>やリーダーシップ<sup>17</sup>の向上を図ることが重要である。
- 管理職がリーダーシップを発揮し、園風土の改善に努めれば、教育・保育者の人間関係にかかわる負担感を低下させ、さらにそれを通して職務満足感を引き上げる可能性、また教育・保育者の保育の質を引き上げる可能性が高いとの研究成果<sup>18</sup>もあり、地方自治体においては、このような研究成果等も踏まえながら、管理職や経営者に対する研修の充実を図ることが求められる。
- 特に、主体的な特色ある幼児教育施設・学校づくりが求められている中では、各幼児教育施設・学校の教育目標の実現に向けて、職員が一体となった組織的な運営が必要であり、管理職の果たす役割は重要である。さらに、小学校と異なる幼児教育施設の特質として、例えば一人の幼児に対して多くの教育・保育者が関わっているなど、教育活動の成果について集団としての活動

---

<sup>16</sup> 園の組織マネジメントとは、管理職が教育・保育者との連携の下、園に関与する人たちのニーズに適応させながら園の目標を策定し、園内外の能力・資源を開発・活用し、活動を組織化し評価改善を行う、自律的な過程であり、管理職にはこうしたマネジメント能力が求められている。

<sup>17</sup> リーダーとは、インスパイヤ（鼓舞）し、試行し、動機付け、変化を開始し、ヴィジョンをもち、要求、判断し、目標を設定し、ペースをつくり、忠誠を引き出す存在である。近年は、分散型リーダーシップの議論が盛んである。分散型リーダーシップは、リーダーシップがどのようにして組織の変化に影響を与えるか考える概念であり、組織のどこにでもリーダーシップが存在するというものである。これは、非階層的で、柔軟で、応答的なものであり、組織のあらゆるレベルで、適切な知識や専門技術をもち、主導し、変化や新しい機会を捉え、挑戦する力のあるリーダーがでてくることにつながり、あらゆる人がリーダーシップを発揮し、応答的な関係であることが重要である。

<sup>18</sup> 2015年に東京大学大学院教育学研究科附属・発達保育実践政策学センターにより行われた大規模・園調査において、園長のリーダーシップがより発揮されると担任保育者の環境構成・関わりの質が高い傾向にあること、殊に園長が「組織の運営・園の風土」向上により積極的に取り組んでいる場合、担任保育者の「人間関係にまつわる負担」「労働環境・待遇にまつわる負担」が低く、職務満足感が高いとの結果が報告されている。

の結果として捉える必要があるという点からも、管理職の役割は重要となる。

### (外部専門職等の積極的活用)

- 近年、貧困、虐待、障害、外国籍の幼児など多様な背景等をもつ子供が増加しており、幼児教育施設は、多様な背景等をもつ子供に応じた対応を求められている。幼児教育施設は小学校等と比較して小規模な施設であり、幼児教育施設の教育・保育者や職員のみで課題を解決することが困難になってきている。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門職の定期的・継続的な活用も十分とは言えず、子供の多様性を受け入れ適切に対応することが困難な状況となっている。
- このため、これからの幼児教育施設においては、心理や福祉、障害等について専門的な知見を有する者を積極的に活用し、幼児教育施設の取組内容の充実を図っていくことが重要である。具体的には、これらの者を職員として雇用すること等により、多様な人材が幼児教育施設で活躍することやそれぞれの専門性が発揮されることで組織が活性化することが期待される。
- また、地方自治体においては、地域の幼児教育に関する課題への的確に対応するため、保健、福祉等の専門職をはじめとした人的体制の充実を図ることが重要である。さらに、幼児教育アドバイザーと連携して、幼児教育施設における課題やニーズに対応した専門職の派遣を積極的に行い、支援することが期待される<sup>19</sup>。

### (ICT の環境整備の推進)

- 幼児教育施設における事務業務の多さが教育・保育者の大きな負担感につながり、職務満足感を低下させるとともに、体調不良を増加させてしまうとの調査結果が報告されている<sup>20</sup>。事務作業の負担軽減のため、幼児教育施設における ICT の環境整備は、教育・保育者の働き方改革を推進するためには急務である。
- 実際、ICT の導入により、保護者との連絡、業務日誌や指導計画の作成、出欠の記録や会計処理など様々な事務を効率化し、事務負担の軽減につながったほか、教育・保育者でなければできない教育活動の時間等の確保につながるなど、幼児教育施設における ICT 導入の効果の実感が高いとの報告がある<sup>21</sup>。
- また、ICT はドキュメンテーションやポートフォリオ等による教育・保育者同士の幼児理解の促進、研修内容の充実、家庭や地域と効果的につながるためのコミュニケーション・ツールとして、今後は一層積極的に活用していくことが期待されている。

<sup>19</sup> 静岡県では、幼児教育・保育の質を全ての子供に保障するため、県が多職種からなるサポートチームを設置し、施設の課題やニーズに的確に対応できるサポートメンバーが幼児教育アドバイザーとともに巡回訪問し、助言等を行っている。

<sup>20</sup> 2015年に東京大学大学院教育学研究科附属・発達保育実践政策学センターにより行われた大規模・園調査において、園長教育・保育者の負担感が大きいものとしては1位事務的作業の多さ、2位保育者の不足、3位研修時間を十分に確保できないこと、主任の教育・保育者の負担感が大きいものとしては1位仕事の責任の重さ、2位事務的作業の多さ、3位保育者の不足という結果が報告されている。

<sup>21</sup> 埼玉県がシステムを導入し、ICT化を行った園に対しアンケートを実施したところ、73%の幼稚園から導入から一年後に「導入効果を実感している」という回答が得られた。

- さらに、コロナ禍においてオンライン研修が増加する中、従前より研修に参加しやすくなったとも言われている。幼児教育施設においては、時間の余裕がなく研修に参加したくても参加できない、研修に参加させたくても参加させることができないという現状があることに鑑みれば、オンライン研修は教育・保育者の研修機会を拡大させる重要な取組であり、そのためにも幼児教育施設における ICT 環境整備は必須である。
- なお、幼児教育施設での生活においては、幼児期は直接的・具体的な体験が重要であるとともに、ICT を活用することにより、効果的な教育活動を展開することも可能である。そのため、ICT の特性・使用方法、子供の発達等を考慮しつつ、幼児の直接的・具体的な体験を通じた学びを、さらに深い学びにするための工夫を行いながら活用することが重要とされている。
- この基本的な考え方にに基づきながら、急速な情報化の進展により多くの国民がコンピュータやインターネットを利用するようになり、家庭においてスマートフォンやタブレット等によりインターネットを利用している 5 歳児が 6 割を超えている<sup>22</sup>ことや、小学校においては 1 人 1 台端末の整備が行われ、グローバル化、情報化社会を見据えた教育の情報化が推進されていること等を踏まえつつ、幼児教育施設での生活における ICT の効果的な活用について更なる検討が必要である。ICT 機器の操作の習得を目的としたり、教育・保育者の一方的な指導となったりすることなく、幼児の興味や関心が広がるような豊かな体験が可能となる ICT 機器の活用が求められる。

#### ④幼児教育施設の安全・安心対策の推進

- 幼児教育施設においては、幼児の安全・安心な生活を確保するためには、安全教育と安全管理の両面が必要であり、幼児を取り巻く環境の変化を踏まえて、幼児教育施設の安全に関するあり方を不断に見直していく必要がある。安全教育では、幼児が、自ら安全に行動し、他の人や社会の安全に貢献できる資質・能力が育まれていくことが重要である。同時に、子供の年齢（発達とそれに伴う危険等）、場所（保育室、園庭、トイレ、廊下等における危険等）、活動内容（遊具遊びや活動に伴う危険等）に留意しながら、園での安全を確保するための環境整備が重要である。
- また、幼児の安全を確保するための環境整備では、事故の要因や危険を早期に発見し、速やかに除去するとともに、万が一、事故等が発生した場合に、適切な応急手当や安全措置ができるよう体制を確立することが大切である。特に、幼児は、遊びに没頭すると周囲に注意が向きにくくなったり、予想もしない場で思わぬ動き方や遊び方をしたりすることがあることから、幼児の行動により生じる危険を早急に発見し、事故を未然に防止するため、過去の事故統計や事故事例の分析、ヒヤリ・ハットの活用等が考えられる。
- このように安全・安心が確保された環境の中で、幼児が、遊びを通して安全に行動するための行動等を身に付け、危険な場所や事物等が分かり、安全についての理解を深めるようにすることが大切である。なお、幼児に安全な生活をさせようとするあまり、過保護になったり、禁止や注

<sup>22</sup>内閣府「令和元年度 青少年のインターネット利用環境実態調査」では、低年齢層の子供の 57.2%がインターネットを利用していること、年齢が高いほど利用率も高くなる傾向にあること、インターネットを利用する機器は、スマートフォン（31.2%）、タブレット（27.4%）、携帯ゲーム機（15.1%）が上位であるとの報告がなされている。

意が多くなったりする傾向も見られるが、その結果、かえって幼児に危険を避ける能力が育たず、けがが多くなるということも言われている。幼児が自分で状況に応じて機敏に体を動かし、危険を回避するようになるためには、日常の生活の中で十分に体を動かして遊ぶことを通して、その中で危険な場所、事物、状況などが分かったり、そのときにどうしたらよいかを体験を通して学びとっていったりすることが大切であることにも留意が必要である。

- 学校安全計画等の策定・改善や安全管理の実施把握・評価はもとより、各種ガイドラインに基づき、幼児教育施設における事故の発生・再発防止のための取組を推進する必要がある。

### 3. 家庭や地域との連携

#### (1) 現状と課題

- 幼児の健やかな成長のためには、幼児教育施設と家庭と地域がそれぞれの有する教育機能や役割を互いに発揮し、支えあいながら、一体となって子育てに取り組むことが必要である。
- 具体的には、家庭は、愛情やしつけ等を通して幼児の成長の最も基礎となる心身の基盤を形成する場であり、地域は、様々な人々との交流や身近な自然との触れ合いを通して豊かな体験が得られる場である。そして、幼児教育施設は、幼児が家庭での成長を受け、集団活動を通して、家庭では体験できない社会・文化・自然等に触れ、教育・保育者等に支えられながら、豊かな経験を積む場である。
- 幼児教育は、遊びを通じた学びであることから、社会から教育として認識されることが難しく、その特性は見えにくいと言われてきたが、幼児教育施設が家庭や地域と効果的な連携を図るためには、幼児教育の特性や教育方針等について認識の共有を図ることが重要である。
- また、近年、急速な少子化やコロナ禍において外出や人との面会が制限された中、地域における教育機会が大きく減少している。新型コロナウイルス感染症の影響により、親学級の休止、ママ友・パパ友・先輩との交流、産後ケアや家事代行・子育て支援サポートの利用、里帰りなどが控えられ、育児に関する情報と支援が得られにくくなり、子供にどのように関わっていけばいいのか悩んだり、孤立感を募らせたりする保護者の増加、虐待件数の増加など様々な社会問題が生じている。特に3歳まで家庭で育った子供の発達には、家庭の状況等による格差が顕著であるとも言われている。
- 幼児教育施設は地域の子供にその成長時期・発達にふさわしい幼児教育を提供するという重要な役割を果たしており、社会情勢に応じて、幼児教育施設の役割も変化が求められる。家庭や地域の教育力が低下している昨今、安全安心な居場所であるとともに、子供の成長を保障する幼児教育施設の役割の重要性が一層増している。

#### (2) 今後の方向性

## ①幼児教育施設の機能と施設の開放

- 0歳から18歳までの学びが連続していることに鑑みれば、幼児教育施設においては在籍児のみならず、地域の子供に幼児教育の機能と施設を積極的に開放することが求められる。
- 具体的には、近年の幼児は、情報化が急激に進んだ社会の中で多くの間接情報に囲まれて生活しており、自然と触れ合ったり、地域で異年齢の子供たちと遊んだり、働く人と触れ合ったり、高齢者をはじめ幅広い世代と交流したりする等の直接的・具体的な体験が不足している。このため、幼児教育施設の有する教育的な機能を地域に開き、様々な家庭や年齢層の子供達が社会的な子供達の学びの環境に参加できるようにすることが重要である。
- 特に、海外において、質の高い保育は、家庭環境に困難さがある子供にとって肯定的な影響を与えることや、子供の認知スキルの発達を促し、問題行動を抑制することなどが示されている<sup>23</sup>。
- さらに、近年の保護者は、子育てや教育に関する情報をSNS等から得ているとの指摘がある。核家族化や地域での関わりの希薄化等もその背景にあると考えられるが、インターネットの情報は我が子の状況にあったものとは限らず、また、多くの情報に振り回される可能性もある。孤立を深めつつも情報過多で不安を抱える保護者が増えていく中で、幼児教育施設が、幼児期にふさわしい生活やその子に応じた学びを幼児とその保護者に提供することの重要性が高まっている。また、保護者にとっても、保護者同士がつながりをつくり子育ての不安や喜びを互いに分かち合えるような関係づくりの場となることや、幼児教育施設や教育・保育者とのつながりにより、幼児教育施設に預けることが子供にとっても良い影響があるという実体験を得ることは非常に重要である。
- 近年は、幼児教育施設が周産期から積極的に家庭とつながりを持ち、出産後の子育てに関するアドバイスやサポート、教育・保育に関する情報提供を行い、保護者が安心して子育てをする環境を作りだしている例や、幼児教育施設が地域全体の子育て支援のネットワークにおいて中核的な役割を果たし、関係施設との連携や協力により、地域の子供の生活と学びを支えている例もあり、幼児教育施設の果たす役割も拡大している。
- また、乳幼児と触れ合う経験がほとんど無いままに親になる人が増加しており、中高生や大学生が子供に触れる機会、親になることを意識する機会が必要となっている。中学校の段階から、子供が育つ環境としての家族の役割の理解を図るとともに、幼児教育施設において幼児との触れ合いの機会が得られるようにすることが求められる。
- なお、特に満3歳以上の子供を対象としている幼稚園においては、これまで0～2歳の未就園児や保護者に対しては子育て支援の観点から、地域の子供の成長・発達を促進する場、保護者が子育ての喜びを共感する場、地域の子育てネットワークづくりをする場など様々な役割が求められてきた。昨今、保護者に対する子育て支援だけではなく、子供の学びへの支援に関する必要性が指摘される中、0～2歳の未就園児の学びと3歳からの幼児教育をどのように考えていくのか

<sup>23</sup>国立教育政策研究所プロジェクト研究「幼小接続期の育ち・学びと幼児教育の質に関する研究」報告書参照。

について検討し、子供の学びの充実を推進していく必要がある。

## ②幼児教育の特性の「見える化」による対話の促進と家庭や地域との認識の共有

- 質の高い幼児教育を保障するためには、幼児教育施設が家庭や地域と一体となって幼児教育に取り組むことが重要であり、そのためには、遊びを通しての総合的な指導や一人一人の発達の特성에応じた指導を基本とする幼児教育の特質についても、家庭や地域と認識を共有した上で、信頼・協力関係を築いていくことが不可欠である。
- この点、幼児教育施設においては、ICTを活用したドキュメンテーションやポートフォリオといった子供の成長と学びの記録により、日々の教育実践や子供の学びを「見える化」し、教育・保育者の教育の意図や環境の工夫等を併せて伝えることにより、幼児教育の特性や教育方針等について家庭や地域の理解を深め信頼を得る取組が行われてきている。
- また、学校評議員会や公開保育など保護者や地域の関係者等が参加する機会においても、写真を用いて子供の成長と学びを記録したドキュメンテーション等により「見える化」を行い、保護者や地域の関係者等の理解や対話を促進する取組が行われている。このような取組を進め、保護者や地域の関係者等の幼児教育施設運営への理解を促進し、「社会に開かれたカリキュラム」や「社会に開かれた幼児教育施設づくり」につなげていくことが期待される。
- 国や地方自治体においては、幼児教育施設におけるICTを活用した幼児教育のプロセスと子供の学びの「見える化」と「見える化」による家庭や地域との連携の好事例を収集し発信することにより、幼児教育の特性について社会の認識も高めていくことが重要である。

## 4-1 地方自治体の役割

### (1) 現状と課題

- 我が国の幼児教育施設は、幼稚園、保育所、認定こども園といった複数の施設類型が存在し、地域によって、少子化の進行、家庭の就労等の状況、幼児期の教育・保育の状況等が異なることから、幼児教育の質を確保するためには、地方自治体の役割が非常に重要となる。
- 地方自治体においては、家庭や地域のニーズを踏まえながら、地域の実情に応じた質の高い幼児教育の取組を一体的に推進していくことが求められる。この点、平成27年度から開始された「子ども・子育て支援新制度」において、市町村における域内の幼児教育・保育の支援の量の拡充と質の向上への取組が明確化されたことにより、地方自治体における幼児教育の質に関する議論も活発化してきているところである。
- 一方、地方自治体においても、幼児教育施設の設置類型や施設類型によって所管する担当部局（教育委員会、福祉部局等）が異なっており、域内の幼児教育の質向上等の取組を施設類型を問わず一体的に推進するに当たり、関係部局間の連携等が課題となっている。

## (2) 今後の方向性

### ①自治体における幼児教育推進体制の構築

- 地方自治体においては、設置類型や施設類型の垣根を超えて、域内の幼児教育の質向上の取組を一体的に推進するため、幼保の担当部局の連携・協働や一元化、幼児教育センターの設置等が進められているところである。特に都道府県においては、幼児教育センターの設置が広がっており、広域的な体制整備や支援が期待されているところである<sup>24</sup>。市町村においては、人的・財政的体制が弱い傾向にあるため、都道府県と比較すると市町村単位での幼児教育センターの設置は進んでいないが、都道府県との緊密な連携体制を構築し、幼児教育の質向上に取り組むことが求められる。
- 地方自治体においては、このような体制構築の下、教育・保育者の資質・能力の向上と優れた人材の計画的な確保、幼児教育アドバイザーの育成・派遣等に取り組むことが期待される。

### ②幼児教育アドバイザーの育成と派遣

- 幼児教育アドバイザーは、幼児教育の専門的な知見や豊富な実践経験を有し、域内の幼児教育施設等への訪問支援等を通じて、教育内容や指導方法、環境の改善等について助言等を行う者であり、幼児教育の質を保障するためにはその役割が非常に重要となる。令和3年5月現在、幼児教育アドバイザー等は都道府県の83%、市町村の41.2%で配置されているところであり、近年増加傾向にある<sup>25</sup>。幼児教育アドバイザーの採用・育成・配置方法や職務内容は、地方自治体によって異なるところもあるが、幼児教育施設への訪問支援は、園内研修の活性化や各園が抱える課題への対応等に一定の成果が得られている。
- 一方、幼児教育アドバイザーの人員の少なさ等により、継続的に幼児教育施設への訪問支援ができなかったり、幼児教育アドバイザーに対する研修等の支援が不十分だったりする等の課題<sup>26</sup>が指摘されている。
- このため、幼児教育センターは、地域の実情に合わせて、幼児教育アドバイザーの人員配置の充実や、幼児教育アドバイザーの資質・能力の向上のための研修等の支援体制を構築することが重要である。
- さらに、幼児教育アドバイザーの派遣に当たっては、幼児教育施設のニーズや地域の実情に合わせて、都道府県と市町村の一層の連携が期待される。例えば、幼児教育施設にとって身近な市町村は継続的な支援を行い、市町村では対応しきれない大きな課題が生じた場合には都道府県と連携して訪問支援する等の工夫が考えられる。

---

<sup>24</sup>文部科学省調べによれば、設置予定を含めると30道府県において幼児教育センターが設置されている。

<sup>25</sup>令和3年度「幼児教育実態調査」参照。

<sup>26</sup>課題としては、質の高い幼児教育アドバイザー等の確保・育成、園のニーズと幼児教育アドバイザーの専門性をマッチングする派遣の仕組み、多様な専門性を有する幼児教育アドバイザーがチームとして機能する仕組み、幼児教育アドバイザーを統括・支援する体制の整備、幼児教育アドバイザーが資質・能力を高めていける研修等が挙げられる。

## 4-2 国の役割

### (1) 現状と課題

- 第3次教育振興基本計画（平成30年6月15日閣議決定）では、「教育政策を推進するに当たっては、（中略）客観的な根拠を重視した行政運営に取り組んでいくことが重要である」とされている。また、「成果は多様であり、評価は多角的な分析に基づくべきものであること」や、「成果が判明するまでに長い時間を要するものが多いこと」等に留意が必要とされている。
- 教育の在り方については、客観的なデータやそれを分析して得られるエビデンスではなく、自己の経験や思想、身の回りの事例により議論されることも少なくなかった。そのため、様々な実態調査等から得られるデータの分析により得られたエビデンスは、これまでの政策の有効性や妥当性の確認的な根拠となることもあれば、政策の企画立案の際に想定している又は想定していた実態とは異なることが明らかになることもある。質の高い幼児教育を保障していくためには、方法論的に正当な調査・研究から得られた実証データの分析に基づく確固たるエビデンスに基づきながら、政策形成に取り組むことが重要である。
- 一方、長年にわたり、より良い幼児教育を目指した実践が積み重ねられ、大学等でも幼児教育に関する基礎的な研究が行われている一方で、行政施策が講じられるうえで求められるデータやエビデンスの提供、政策形成に資する調査研究といった観点からは、現状として必ずしも十分にあるとは言えない<sup>27</sup>。
- 諸外国では、子供のデータを収集した長期縦断研究の学術的研究が国の政策形成に有効と考えられ、国のプロジェクトとして取り組まれている。我が国においても、大規模な縦断調査等により我が国の幼児教育の実態を明らかにし、その上で幼児教育の研究者や実務家との協議を重ねながら、政策の企画立案を行うことが必要である。
- 具体的には、幼児教育の意義、幼児を取り巻く環境や発達に関する課題、効果的な指導方法等について、科学的・実証的な検証を通じて明らかにし、国として、それらのデータやエビデンスに基づいて、幼児教育の政策形成に取り組むことが必要となっている。

### (2) 施策の方向性

#### ① 幼児教育の調査研究拠点の整備及び研究ネットワークの構築

- データやエビデンスに基づいた政策形成に取り組むためには、国として調査研究拠点の整備を推進し、研究ネットワークを構築することが必要である。
- 平成28年4月、国立教育政策研究所幼児教育研究センター（以下「NIERセンター」とい

---

<sup>27</sup> 幼児教育に関する調査研究拠点の整備に向けた検討会議「幼児教育に関する調査研究拠点の整備に向けて（報告書）」（平成28年3月）参照。

う。)が設置され、関係省庁との連携の下で、幼児教育に関する国内の調査研究拠点としての役割を担ってきた。

- 今後、幼児教育におけるデータやエビデンスに基づく政策形成の重要性が高まるにつれて、NIERセンターの国内の調査研究拠点の中核としての役割が一層重要となる。NIERセンターにおいては、大学や地方自治体、幼児教育研究団体、民間研究機関等とそれぞれの特性や強みを踏まえつつ連携・協力を図り、国内外の研究ネットワークを構築することが期待される。またネットワークの構築に当たっては、幼児教育の関連領域だけでなく、周辺領域の各学会や研究機関まで範囲を広げて取り組むことが重要である。
- さらに、これまでに都道府県では30道府県<sup>28</sup>、市町村では90市町村<sup>29</sup>において幼児教育センターの設置が進められている現状を踏まえ、NIERセンターが中核となり、各地方自治体における幼児教育センター同士が相互に情報交換できるよう、ネットワークを構築することも期待される。
- これらの調査研究拠点や研究ネットワークによる研究成果が関係者間で効果的に情報共有され、更なる幼児教育の質向上に向けた研究の推進を図るとともに、幼児教育施設や家庭・地域への還元も行われるよう、国においてデータベースやプラットフォームを構築することが期待される。
- 例えば、幼児教育施設・地方自治体・幼児教育センター等においては、幼児教育の実践の好事例の収集・蓄積・発信により、幼児教育の質を高めることが期待される。また、NIERセンター・大学・民間のシンクタンク等ではそれらの好事例も活用しつつ、幼児教育に関するデータ収集や科学的・実証的な分析に基づくエビデンスを幼児教育施設・地方自治体・幼児教育センター等に提示することにより、地域や幼児教育施設による幼児教育の格差是正、一定水準の質の確保を行うことが期待される。また、幼児教育施設・地方自治体・幼児教育センター等に正しく解釈し、活用してもらうためには、橋渡し役となる幼児教育アドバイザーや養成校の教員等の資質・能力の向上が重要となる。

## ②大規模縦断調査の実施

- 諸外国では、子供のデータを収集した長期縦断研究の学術的研究が国の政策形成に有効と考えられ、国のプロジェクトとして取り組まれているが、我が国では、このような長期縦断研究に必要な子供のデータも実践に関するデータも十分ではない。
- 今後、日本においても、上記の調査研究拠点や研究ネットワークを活かしながら、大規模な長期縦断調査を国のプロジェクトとして実施することが必要である。具体的には、質の高い幼児教育とは何かを明らかにするため、幼児期に育成を目指す資質・能力（認知能力・非認知能力）やその育成方法（カリキュラム、環境の構成方法）、幼児教育の質がその後の子供の成長に与える

---

<sup>28</sup> 文部科学省調べによれば、設置予定を含めると30道府県において幼児教育センターが設置されている。（令和4年6月現在）

<sup>29</sup> 令和3年度「幼児教育実態調査」（令和3年5月現在）

影響等に関するデータやエビデンスの収集等が必要である。

### ③幼児教育の質の評価に関する手法開発及び実証研究の推進

- 諸外国では、幼児教育の質保障の方策として、幼児教育の質や子供の発達と成果のより客観的な評価に向けて、具体的な評価指標を開発し活用している。
- 実際、幼児教育の質及び子供の発達と成果に関する評価指標は、大規模縦断調査を踏まえながら、様々に開発され使用されており、国際的に広く使用されてきた代表的な評価指標としては、3歳以上の集団保育の質を測定する尺度である ECERS (Early Childhood Environment Rating Scale) や2歳から5歳の保育の質を測定する尺度で特に保育者と子供の関わりに焦点を当てている SSTEW (Sustained Shared Thinking and Emotional Well-being) がある。
- これら諸外国の評価指標は、日本の幼児教育施設においても、園内研修や自己評価等の際に活用している例もあり、評価することを目的とするのではなく、点数の根拠を話しあうことで、自分たちの幼児教育の実践の振り返りや課題・改善方策等の共有につなげている。
- 一方、これらは各国独自の子供観・発達観・保育観等に基づき作成されているものであるため、日本の幼児教育の質評価を行うにあたっては、日本の幼児教育に沿った質評価指標の開発を進める必要がある。
- 現在、NIER センターにおいて、ECERS や SSTEW 等を参考にしながら、日本の文化的な背景等を踏まえつつ、幼児教育におけるプロセスの質評価とその活用のあり方について研究が進められているところである。幼児教育施設における実証や国内外の研究者からの意見等を踏まえながら、日本独自の質評価指標の開発を進めることが求められる。
- 併せて、幼児教育施設に対しては、評価についてはその結果のみに着目するのではなく、結果の根拠や背景を話し合うことにより、幼児教育施設の課題を発見し教育の改善に生かす手段として活用していくものであることを周知していくことが重要である。